

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成25年12月12日(2013.12.12)

【公開番号】特開2012-140644(P2012-140644A)

【公開日】平成24年7月26日(2012.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2012-029

【出願番号】特願2010-270302(P2010-270302)

【国際特許分類】

C 23 C 14/04 (2006.01)

【F I】

C 23 C 14/04 A

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月24日(2013.10.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セラミックの粉末および金属の粉末を有するマスキング材料。

【請求項2】

セラミックが酸化セラミックである、請求項1記載のマスキング材料。

【請求項3】

セラミックの粉末として $\text{Al}_2\text{O}_3/\text{TiO}_2$ 、 BN/TiO_2 、 $\text{ZrO}_2/\text{TiO}_2$ 、 $\text{Al}_2\text{O}_3/\text{ZrO}_2$ 、 $\text{BN}/\text{Al}_2\text{O}_3$ または BN/ZrO_2 から成る混合物を有する請求項1または2記載のマスキング材料。

【請求項4】

唯一のセラミック材料のみを有する請求項1または2記載のマスキング材料。

【請求項5】

金属の粉末はニッケル(Ni)、アルミニウム(Al)、コバルト(Co)またはクロム(Cr)、あるいはこれらの混合物または合金である、請求項1ないし4の1つに記載のマスキング材料。

【請求項6】

唯一の金属材料のみを有する請求項1ないし5の1つに記載のマスキング材料。

【請求項7】

セラミックと金属のみから成る請求項1ないし6の1つに記載のマスキング材料。

【請求項8】

唯一のセラミックと唯一の金属のみを有する請求項1ないし7の1つに記載のマスキング材料。

【請求項9】

請求項1ないし8の1つに記載のマスキング材料を有する、マスキング層。

【請求項10】

多層に形成され、少なくとも1つのセラミック層(7)と、請求項5または6記載の金属層(10)とを有する、マスキング層。

【請求項11】

少なくとも2つのセラミック層と少なくとも2つの金属層とを有する、請求項10記載のマスキング層。

【請求項 1 2】

2つの金属層と2つのセラミック層のみを有する請求項10または11記載のマスキング層。

【請求項 1 3】

基板(4)の表面(16, 19)の上に請求項1ないし8の1つに記載のマスキング材料が施される基板(4)のマスキング方法。

【請求項 1 4】

基板(4)の表面(16, 19)の上にセラミック材料から成る粉末層(7)が施され、第2の工程でセラミック層(7)の上に金属粉末層(10)が施される基板(4)のマスキング方法。

【請求項 1 5】

セラミックが酸化セラミックである、請求項14記載の方法。

【請求項 1 6】

1種類の金属が施される請求項14または15記載の方法。

【請求項 1 7】

粉末層(7, 10)が、塗布、スプレー、浸漬のいずれかの方法により施される、請求項14ないし16の1つに記載の方法。

【請求項 1 8】

金属のみを施す請求項14ないし17の1つに記載の方法。

【請求項 1 9】

セラミックのみを施す請求項14ないし18の1つに記載の方法。

【請求項 2 0】

請求項1ないし8の1つに記載のマスキング材料または請求項13ないし19の1つに記載のマスキング方法を使用し、被覆すべきでない個所(16)にマスキング材料(13)を施した後で被覆処理を実施する基板(4)の被覆方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

好適には $\text{Al}_2\text{O}_3/\text{TiO}_2$ または $\text{ZrO}_2/\text{TiO}_2$ または $\text{Al}_2\text{O}_3/\text{ZrO}_2$ またはBN/TiO₂またはBN/Al₂O₃またはBN/ZrO₂が使用される。混合比は93/7または87/13が好適である。